

# 「第7回いわてマンガ大賞」コンテスト開催業務

## 企画コンペ実施要領

平成29年3月  
岩手県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「第7回いわてマンガ大賞」コンテスト（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務件名及び数量

「第7回いわてマンガ大賞」コンテスト開催業務 一式

### (2) 委託期間

委託契約締結の日から平成30年3月31日まで

### (3) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

### (4) 予算額（上限額）

2,621千円（税込）

※ 上記金額は現時点での見込みであり、今後、本業務に係る県予算額の減額又は削除が生じた場合は、仕様の変更又は委託手続きの停止の措置を行う場合がある。

## 2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たし、且つ、県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたいうで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、3(4)に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

### 〔参加資格〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有して

いる者でないこと。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察に照会する場合があること。

(5) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(7) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

### 3 企画コンペ手続等に関する事項

#### (1) 担当室課

岩手県環境生活部若者女性協働推進室

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁11階

電話：019-629-5337 FAX：019-629-5354

電子メールアドレス：AC0006@pref.iwate.jp

#### (2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 右端上「県政情報」 > 「入札・コンペ・公募情報」 > 「コンペ」 > 「コンペ参加者募集情報」

- |       |               |
|-------|---------------|
| ・ 資料1 | 企画コンペ実施要領（本書） |
| ・ 資料2 | 業務仕様書         |
| ・ 資料3 | 企画提案書作成要領     |
| ・ 資料4 | 企画提案審査要領      |

#### (3) 企画コンペに関する説明会の開催等

企画コンペに関する説明会を開催すること。

##### ア 日時

平成29年3月24日（金）午後3時30分～午後5時

##### イ 場所

岩手県庁8階 8-L会議室（岩手県盛岡市内丸10番1号）

##### ウ 参加申込

参加する場合は、別添「『第7回いわてマンガ大賞』コンテスト開催業務」説明会参加申込書を平成29年3月21日（火）午後5時までに、FAXで岩手県環境生活部若者女性協働推進室に提出すること。（FAX：019-629-5354）

##### エ その他

説明会への参加は、企画コンペ参加の条件ではないが、コンペ参加を検討される場合は、出来るだけ参加すること。

#### (4) 実施要領等に関する質問の受付及び回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付け回答する。

##### ア 受付期間

平成29年3月28日（火）午後5時まで

##### イ 受付場所

3(1) に同じ

##### ウ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入のうえ、電子メール又はFAXにより提出すること。

##### エ 回答方法及び期日

全ての質問事項及び回答事項を取りまとめて、平成29年3月31日（金）までに県公式ホームページに掲載する。

#### (5) 参加資格の確認

コンペ参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

##### ア 提出書類

- ・ 【様式1-2】 企画コンペ参加資格確認申請書
- ・ 【様式1-3】 会社概要及び過去5年間の主なイベント運営業務等実績（※パンフレット等でも可）
- ・ 【様式1-4】 受付票
- ・ 企画コンペ参加資格確認結果の通知用封筒（長型3号封筒に企画コンペ参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定形郵便物82円分の切手を添付したもの）

##### イ 提出期限

平成29年3月31日（金）〔必着〕

##### ウ 提出先

3(1) に同じ

##### エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

##### オ 確認結果

平成29年4月7日（金）までに郵送により書面で通知する。

##### カ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。

(イ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

#### (6) 参加資格の喪失

参加者が4に定める企画提案選考委員会の実施日までに参加資格の要件に該当しなく

なった場合は、参加資格を失うものとする。

**(7) 参加資格が認められなかった者に対する説明**

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県知事に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

**(7) 提出期限**

平成29年4月11日（火）〔必着〕

**(イ) 提出先**

3(1)に同じ

**(ウ) 提出方法**

持参による。

イ 県は、説明を求められたときは平成29年4月14日（金）までに説明を求めた者に対して、郵送により書面でその理由を回答する。

**(8) 企画提案書等の提出**

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

**ア 提出書類**

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

**イ 提出期限**

平成29年4月12日（水）〔必着〕

**ウ 提出先**

3(1)に同じ

**エ 提出方法**

持参又は郵送による。

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。

※2 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きのうえ、配達証明付書留郵便にて期日までに提出のこと（必着のこと）。

**オ その他**

(ア) 参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、又は撤回することができないものとする。

**(9) 企画提案の無効**

3(4)により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該等する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

**(10) 企画コンペ参加の辞退**

ア 3(4)による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が企画コンペ参加を辞退する場合は、4で定める企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様

式1-5】「企画コンペ参加辞退届」を3(1)まで持参又は郵送により提出すること（必着のこと）。

イ アにより企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 4 委託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が1(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

### (2) 企画提案選考委員会の開催

#### ア 開催期日（予定）

平成29年4月17日（月）～21日（金）の間の1日（別途通知）

※ 一次審査の実施（後述）などにより、開催時期が変更となる場合がある。詳しくは、別途通知する。

#### イ 開催場所（予定）

盛岡市内（別途通知）

#### ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。

(ウ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり40分（説明20分、質疑応答20分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(エ) 参加者が6者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された6者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わない。

### (3) 委託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

### (4) 苦情申し立て

本手続きにおける参加資格の確認、その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月5日岩手県告示第215号）」により、岩手県政府調達苦情検討委員会（連絡先：岩手県出納局（電話：019-629-5990））に対して苦情を申し立てることができる。

## 5 契約に関する事項

### (1) 契約書作成の要否

要

### (2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

### (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

### (4) 追加事業との関係

県は、年度途中に必要と認めた事業については、委託候補者が行った企画提案以外のものでも、直接第三者等と契約を締結する場合がある。

### (5) 落札者等の公表

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

## 6 調達手続の停止等

岩手県政府調達苦情検討委員会から調達手続きの停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することがある。

## 7 公正な企画コンペの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の

対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

**(2) 企画コンペ参加に要する経費について**

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

**(3) その他**

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。